



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 4 月 24 日（木曜日） 第 605 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1		
告 示		
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 4		
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ） 4		
○指定障害児通所支援事業の廃止……………（障がい福祉課） 4		
○保安林の指定予定の通知……………（自然環境課） 4		
○道路の区域の変更（2 件）……………（道路保全課） 4		
○道路の供用の開始（2 件）……………（ “ ） 5		
○道路の占用を制限する区域の指定……………（ “ ） 5		
○都市計画の変更（2 件）……………（都市計画課） 5		
		○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課） 6
		公 告
		○宮崎県労働委員会委員の推薦手続……………（雇用労働政策課） 6
		○家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催……………（家畜防疫対策課） 9
		○くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………（漁業管理課） 9
		○宅地建物取引業者に対する監督処分……………（建築住宅課） 9
		人事委員会規則
		○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
		県議会公告
		○公文書開示等の状況……………10
		正 誤
		○令和 7 年 3 月 27 日付け県公報（号外第 20 号）中……………10

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 31 号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和 39 年宮崎県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 148 号（その 1）及び別記様式第 148 号（その 2）を次のように改める。

様式第148号（その1）（第52条関係）

県税・総務事務所長 殿

年度 個人県民税課税状況 異動 報告書 確定

年 月 日

宮崎県税条例第28条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

印

市町村長

1 納税義務者数（県民税）

区 分	県 民 税				合計
	均等割のみ	所得割のみ	市 町 村 民 税 普通徴収	均等割及び所得割 のみ（分離課税）	
普 通 徴 収					
特 別 徴 収					

2 住民税総額

区 分	県 民 税				合 計	
	普通徴収	特別徴収	市 町 村 民 税 普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均 等 割 a						
所 得 割 b						
小 計 c						
退職所得の所得割（分離課税）						
計						
当該年度課税額のうち翌年度の収入となるべき額						
前年度に課税したもので当該年度の収入となるべき額						
課 税 額 合 計	ア				イ	

3 森林環境税（国）		森 林 環 境 税 （ 国 ）	
区 分	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）	普 通 徴 収	特 別 徴 収
税 額			
当該年度課税額のうち翌年度の収入となるべき額			
前年度に課税したもので当該年度の収入となるべき額			
課 税 額 合 計	ウ		

4 加算金（分離課税）

区 分	加 算 金	合 計
過 少 申 告 加 算 金		
不 申 告 加 算 金		
重 加 算 金		

5 確定あん分率

県民税（令和6年度以降課税分）	ア／（イ＋ウ）	0.
森林環境税（国）	ウ／（イ＋ウ）	0.

6 減免額（県民税）

減 免 額				所 得 割 額	
全 部	一 部	人 員 （ 人 ）	均 等 割 額	所 得 割 額	配 当

7 控除税額（県民税）				税 額	
所得割控除額	人 員 （ 人 ）	控 除 税 額	税 額	税 額	税 額
外国税額					
配 当					

（注意）（1） この用紙は、10月末日及び3月末日現在における状況を報告する場合に用いてください。
（2） 確定あん分率の欄は、3月31日現在の状況を報告する場合に記載してください。

県税・総務事務所長 殿

年度 個人県民税課税状況報告書

年 月 日

宮崎県税条例第28条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

市町村長

(月 分)

印

1 納税義務者数(県民税)

(単位:人)				
区 分	均等割のみ	所得割のみ	退職所得の所得割のみ(分離課税)	均等割及び所得割
普通徴収				
特別徴収				
合 計				

2 住民税総額

(単位:円)				
区 分	県 民 税	市 町 村 民 税	合 計	
均 等 割	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
所 得 割	a			
小 計	b			
退職所得の所得割(分離課税)	c			
計				
当該年度課税総額のうち翌年度の収入となるべき額				
前年度に課税したもので当該年度の収入となるべき額				
課 税 額 計				
退職所得を除く課税額(特定あん分率用)	ア			
課 税 額 合 計				イ

(単位:円)				
区 分	県 民 税	市 町 村 民 税	合 計	
均 等 割 額	a			
所 得 割 額	b+c			
合 計				

5 特定あん分率

県民税(令和6年度以降課税分)	ア/(イ+ウ)	0.	森林環境税(国)	ウ/(イ+ウ)	0.
-----------------	---------	----	----------	---------	----

6 減免額(県民税)

(単位:円)				
減 免 額	人 員 (人)	均 等 割 額	所 得 割 額	
全 部				
一 部				

7 控除税額(県民税)

(単位:円)				
所得割控除額	人 員 (人)	控 除 税 額		
外国税額				
配 当				

3 森林環境税(国)

(単位:円)				
区 分	森 林 環 境 税 (国)			
納 税 義 務 者 数 (人)	普通徴収	特別徴収		
税 額				
当該年度課税総額のうち翌年度の収入となるべき額				
前年度に課税したもので当該年度の収入となるべき額				
課 税 額 計				
課 税 額 合 計				ウ

4 加算金(分離課税)

(単位:円)				
区 分	県 民 税	市 町 村 民 税	合 計	
過 少 申 告 加 算 金				
不 申 告 加 算 金				
重 加 算 金				

県民税(令和5年度以前課税分)	ア/イ	0.
-----------------	-----	----

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 248号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション Dream	都城市金田町2135番地2	令和7年4月7日

宮崎県告示第 249号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		廃 止 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550200770	音いろ	宮崎県都城市栄町10-2	株式会社ノベルティ	宮崎県都城市栄町10-2	令和7年4月1日	児童発達支援

宮崎県告示第 251号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木5993-11・5993-19・5993-22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
、5993-13
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
でざわ小児科	日南市吾田西3丁目2番58号	令和7年3月31日

宮崎県告示第 250号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 252号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年4月24日から同年5月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	219号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑89番3地先から同郡同村大字越野尾字小春1	旧	5.5～121.6	584.7
					12.1～53.1	1288.8
				新	5.5～	584.7

			32番8地先 まで		76.8	
--	--	--	--------------	--	------	--

宮崎県告示第 253号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 4 月 24 日から同年 5 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	西都市大字 南方字椎原 132番 1 地 先から同市 同大字同字 132番 1 地 先まで	旧	12.3～ 20.2	50.0
				新	22.8～ 50.0	50.0

宮崎県告示第 254号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 4 月 24 日から同年 5 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字 南方字椎原 132番 1 地 先から同市 同大字同字 132番 1 地 先まで	令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県告示第 255号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 4 月 24 日から同年 5 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字越野 尾 222番23 地先から同 郡同村同大 字同字 222 番13地先ま で	令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県告示第 256号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 4 月 24 日から同年 5 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字南方字椎原 132番 1 地先から同市同大字同字 132番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県告示第 257号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課及び宮崎市田野総合支所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称**(1) 種類**

田野都市計画道路

(2) 名称

3・6・2号田野駅前通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
宮崎市田野町中ノ原甲の一部
- (2) 削除する部分
宮崎市田野町中ノ原甲の一部

宮崎県告示第 258号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県日向土木事務所並びに延岡市都市計画課、門川町建設課及び日向市都市政策課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
日向延岡新産業都市計画道路
- (2) 名称
3・3・1号国道10号線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
延岡市浜砂 1 丁目、出北 1 丁目、出北 2 丁目、出北 3 丁目、出北 4 丁目、出北 5 丁目及び卸本町の各一部
- (2) 削除する部分
延岡市浜砂 2 丁目、出北 5 丁目及び出北 6 丁目の各一部

宮崎県告示第 259号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出者の名称

一般財団法人日本建築センター

2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大阪事務所	大阪府大阪市中央区本町 1 丁目 4 番 8 号

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 30 日

公

告

第45期宮崎県労働委員会委員の任期が令和 7 年 8 月 19 日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第19条の12第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第 1 項の規定により第46期委員を任命するので、使用者団体及び労働組合に委員の候補者の推薦を求める。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 任命する委員の数

使用者委員 5人

労働者委員 5人

2 推薦できるものの資格

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。

3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第 6 項において準用する同法第19条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 104条、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 6 条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦期間

令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）から令和 7 年 6 月 13 日（金曜日）まで

6 推薦の方法

(1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

ア 推薦書（別記様式第 1 号） 1 部

イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1 部

ウ 被推薦者の履歴書 1 部

エ 委員候補者調書（別記様式第 2 号） 1 部

(2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。

ア 推薦書（別記様式第 1 号） 1 部

イ 労働組合法施行令第21条第 3 項の宮崎県労働委員会の証明書（証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委員会事務局に確認すること。） 1 部

ウ 被推薦者の履歴書（労働組合歴及び一般職歴を記載すること。） 1 部

エ 委員候補者調書（別記様式第 2 号） 1 部

7 推薦書類の提出先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

所在地

団体名

代表者氏名

第 46 期宮崎県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として、次の者を推薦します。

（ふりがな） 氏 名	年 齢	所属団体名 及びその地位	備 考

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書（別記様式第 2 号）
- 3 規約又は定款の写し（使用者委員候補者推薦の場合）
- 4 宮崎県労働委員会の資格証明書（労働者委員候補者推薦の場合）

様 式 第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠 格 条 項 に つ い て
禁 錮 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ 、 そ の 執 行 を 終 わ る ま で 、 又 は 執 行 を 受 け る こ と が な く な る ま で の 者
私 は 、 上 記 の い ず れ に も 該 当 し て お り ま せ ン 。

委 員 就 任 内 諾 に つ い て
私 は 、 第 46 期 宮 崎 県 労 働 委 員 会 使 用 者 （ 労 働 者 ） 委 員 に 任 命 さ れ た と き は 就 任 す る こ と を 内 諾 い た し ま す 。

年 月 日

住 所

氏 名

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項の規定により令和 7 年度の家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催期日
令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）から 9 月 4 日（木曜日）まで
- 開催場所
宮崎県畜産試験場
- 家畜の種類
牛
- 受講申込手続
 - 受講願書の受付期間
令和 7 年 5 月 7 日（水曜日）から 5 月 30 日（金曜日）まで
 - 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - 受講願書の提出
所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真（縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートル又は縦 4 センチメートル、横 3 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。
- 受講手数料
35,000 円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
 - テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木 11 番 17 号 電話 03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。
 - この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課（電話 0985-26-7139）にすること。

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 7 年 4 月 15 日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第 16 条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	11.4 トン

宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 （4 月から 6 月まで）	0.9 トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 （7 月から 9 月まで）	0.4 トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 （10 月から 12 月まで）	0.5 トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 （1 月から 3 月まで）	1.4 トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （4 月から 12 月まで）	32.9 トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （1 月から 3 月まで）	5.8 トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （4 月から 9 月まで）	5.5 トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （10 月から 3 月まで）	3.6 トン

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による処分をしたので、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 処分を受けた宅地建物取引業者
 - 免許証番号 宮崎県知事（1）第 4959 号
 - 商号又は名称 株式会社キリン不動産
 - 代表者の氏名 中島 淳
 - 主たる事務所の所在地 宮崎県都城市八幡町 10-18 1 号
- 処分をした年月日
令和 7 年 4 月 15 日
- 処分の内容
業務停止 45 日間（令和 7 年 5 月 3 日から同年 6 月 16 日まで）
- 適用条項
宅地建物取引業法第 46 条第 2 項、同法第 47 条第 2 号及び同法第 65 条第 2 項第 2 号

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月24日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第23号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（合格者の発表） 第17条 人事委員会は、最終の合格者を決定したときは、人事委員会の定める場所にその者の受験番号を掲示して発表するとともに、 <u>書面</u> で合格者である旨及びその他必要な事項を本人に通知するものとする。	（合格者の発表） 第17条 人事委員会は、最終の合格者を決定したときは、人事委員会の定める場所にその者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者である旨及びその他必要な事項を本人に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、令和6年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和7年4月24日

宮崎県議会議長 外 山 衛

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
1	0	0	0	1	0	0	1

（注1） 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

（注2） 決定等の内訳の取下げについては、公文書を保有する実施機関の相違によるものを含む。

2 審査請求の件数

0件

正 誤

令和7年3月27日付け県公報（号外第20号）中

ページ	行	誤	正
1	36	1トン当たり <u>22円38銭</u>	1トン当たり <u>23円38銭</u>